

奥州金ケ崎行政事務組合消防本部からのお知らせ

ビニールハウス型農機具倉庫内のガソリン等の貯蔵・取扱いについて

車や農機具の燃料として使用しているガソリン、軽油等は、

- 火災発生の危険性が大きい
- 火災拡大の危険性が大きい
- 消火の困難性が高い

ことから、消防法で「危険物」として指定されています。

危険物の貯蔵又は取扱いが指定数量以上となる場合は危険物施設の規制対象となります。また、指定数量の5分の1以上指定数量未満の場合は、奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例により位置、構造及び設備の規制対象となります。

なお、指定数量以上を無許可で貯蔵、取扱いを行うと消防法令違反となります。

(1年以下の懲役又は100万円以下の罰金)

消防法による指定数量

主な種類	ガソリン	灯油、軽油	重油 エンジンオイル	ギヤー油など
品名	第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類
指定数量	200リットル	1,000リットル	2,000リットル	6,000リットル

※エンジンオイルは、引火点で品名が変わりますので収納缶の表示を確認ください。

指定数量計算方法

ガソリン、軽油等それぞれの貯蔵量を指定数量で割った数値の総和となります。

指定数量計算例

ガソリン、軽油及びエンジンオイル（第3石油類）を貯蔵している場合

種類	ガソリン	軽油	エンジンオイル	合計倍数
貯蔵量	20リットル	150リットル	100リットル	
指定数量	200リットル	1,000リットル	2,000リットル	
倍数	0.1倍	0.15倍	0.05倍	0.3倍

合計倍数が、5分の1（0.2倍）以上の0.3倍となりますので、奥州金ケ崎行政事務組合火災予防条例の規制対象となります。裏面を参照ください。

ご不明な点は、各署又は各分署にお問い合わせください。

担当

奥州金ケ崎行政事務組合消防本部
予防課危険物保安係
0197(24)7211

奥州金ヶ崎行政事務組合火災予防条例（抜粋）

（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）

第 46 条 指定数量の 5 分の 1 以上（個人の住居で貯蔵し、又は取り扱う場合にあつては、指定数量の 2 分の 1 以上）指定数量未満の危険物・・・を貯蔵し、又は取り扱おうとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。

（貯蔵又は取り扱う量が 0.2 倍から 1 倍未満の構造・設備規制）

第 31 条の 3 の 2 指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。

不燃材料：一般的に鉄、コンクリートの類

(2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。

窓：網入りガラスの入った金属サッシ 出入口：遮炎性能 20 分以上の扉

(3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。

浸透しない構造：一般的にコンクリートの類

(4) 架台を設ける場合は、架台は不燃材料で堅固に造ること。

(5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

換気の設備：ガラリ、ベンチレーターの類

(6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

屋外の高所に排出する設備：ベンチレーター又はモーター等で蒸気を低所から吸い上げ高

所に排出する装置

（指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等の一部）

第 31 条の 2 第 2 項の一部

(1) 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所には、見やすい箇所に危険物を貯蔵し、又は取り扱っている旨を表示した標識並びに危険物の類、品名、最大数量及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けること。

消防法施行令第 10 条（消火器に関する基準）第 1 項第 4 号

適応する業務用消火器（一般的に粉末消火器）1 本の設置

